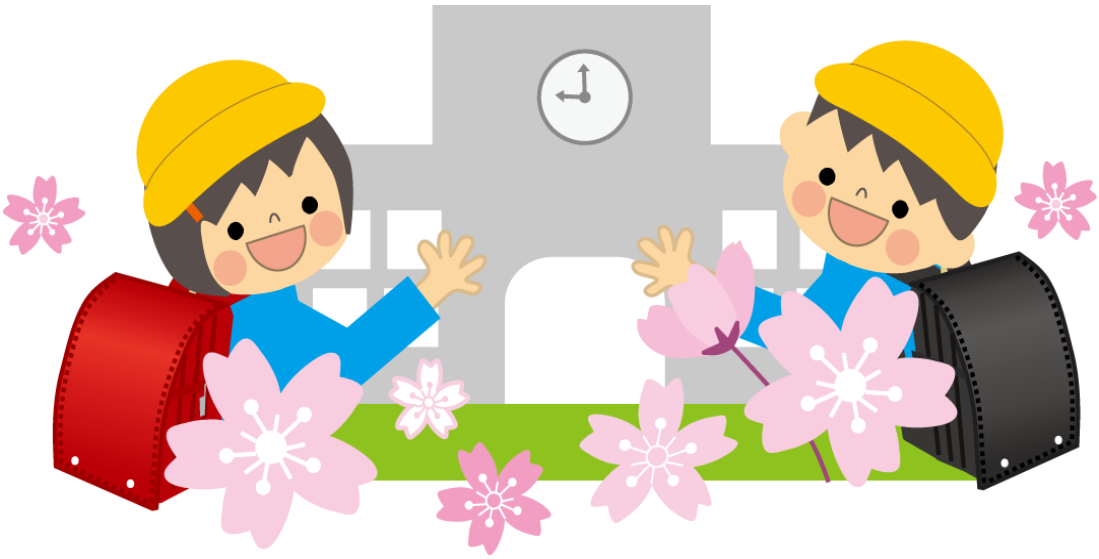
放課後キッズクラブ
入会のしおり
令和８年度版



屏風浦小学校放課後キッズクラブ

運営法人　特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブ

（注）本案内の内容は、令和８年１月時点で作成したものです。

目　　次

Ⅰ　放課後キッズクラブの制度等について

Ⅰ-1　放課後キッズクラブとは　・・・・・1
Ⅰ-2　運営法人 特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブについて　・・・・・1
Ⅰ-3　放課後キッズクラブの開所日　・・・・・1
Ⅰ-4　放課後キッズクラブの利用区分　・・・・・2
Ⅰ-5　わくわく【区分１】の概要　・・・・・3
Ⅰ-6　すくすく【区分２】の概要　・・・4、5
Ⅰ-7　保険への加入　・・・・・6
　　保険に関するＱ＆Ａ　・・・・・7
Ⅰ-8　放課後e-場所システムの使用　・・・・・8

Ⅱ　活動について

Ⅱ-1　屏風浦小学校放課後キッズクラブの活動　・・・9、10
Ⅱ-2　プログラム　・・・・・11
Ⅱ-3　おやつ　・・・・・12
Ⅱ-4　学校休業日等の昼食　・・・・・12
Ⅱ-5　学習環境　・・・・・12
Ⅱ-6　キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）　・・・・・13
Ⅱ-7　広報誌『キッズだより』　・・・・・14
Ⅱ-8　利用当日の流れ　・・・・・15
Ⅱ-9　キッズクラブの利用にあたってのお願い　・・・・・16
Ⅱ-10　事故が起きた時の対応　・・・・・17

Ⅲ　利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1　利用申込　・・・18~20
Ⅲ-2　利用予定　・・・・・21
Ⅲ-3　利用区分の変更　・・・・・21
Ⅲ-4　利用料等の支払方法　・・・・・22

Ⅳ　非常災害時等の対応について

Ⅳ-1　警報発表時等の対応　・・・23，24
Ⅳ-2　熱中症警戒アラート等発表時等の利用　・・・・・25
Ⅳ-3　地震　・・・・・26
Ⅳ-4　Jアラートを通じた緊急情報への対応　・・・・・26

Ⅴ　その他

Ⅴ-1　支援や配慮を必要とする児童の受入れについて　・・・27，28
Ⅴ-2　保護者会　・・・・・29
Ⅴ-3　ご意見・ご要望等　・・・・・29
Ⅴ-4　お問い合わせ先　・・・・・29

（参考資料）
- 放課後キッズクラブ　よくあるご質問
- 令和８年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類等について
- 放課後キッズクラブ利用料減免手続のお知らせ

（様式等）
- 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例　A
- 就労（予定）証明書遅延届、就労（予定）証明書遅延届記載例　A－1
- 自営業従事者等申告書　B
- 病気・障害等申告書　C
- 求職活動申告書　D
- 放課後キッズクラブ利用料減免申請書　E
- 放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書　F
- キッズかけはしシート

令和8年度「屏風浦小学校放課後キッズクラブ入会のしおり」を発行しました。

記載している情報は、令和8年1月現在となっています。

変更事項等があった場合は、別途お知らせします。

なお、利用登録等の手続きにつきましては、別紙「入会/利用の申込の手続き」・「放課後 e-場所システム保護者利用マニュアル」・「みまもりキッズ横浜」の資料をご覧ください。

Ⅰ　放課後キッズクラブの制度等について

Ⅰ-1　放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① **全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること**

② **留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること**

を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和２年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

屏風浦小学校放課後キッズクラブは、磯子区が選定した法人（特定非営利活動法人：屏風ケ浦はまっ子クラブ）が運営を行っています。

Ⅰ-2　運営法人　特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブについて

屏風浦小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブは、平成２１年度から、多くの子どもたちの放課後の多様な過ごし方の一助となり、保護者に対し、安全・安心な気持ちを持っていただくことを大きな意義として活動を行っています。

保護者の皆さまや、学校、地域の方々と連携を図り、ご協力をいただきながら、子どもの成長に応じた活動や季節感のある活動を取り入れ、一人ひとりが有意義な時間を過ごすことができるようにスタッフと共に事業を運営していきます。

Ⅰ-3　放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～１月３日）を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合[※1]や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります（閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は放課後e-場所システム（Ｐ８）で行います）。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（Ｐ２）。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時（P23）	熱中症警戒アラート等発表時（P24）	学級閉鎖等
わくわく【区分１】	**閉所**	**閉所**	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童[※2]は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分２A・B】（わくわく【区分1】のスポット利用（Ｐ２）含む）	開所 **※特別警報発表時は閉所**	開所	

※1　表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2　学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

Ⅰ-4　放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、**遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分１】」**と、遊びの場に加えて**留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分２】」**があります。

また、「すくすく【区分２】」には、**午後５時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分２Ａ】」**と**午後７時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分２Ｂ】」**があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用区分</td><td rowspan="2">わくわく
【区分１】(※1)</td><td colspan="2">すくすく【区分２】</td></tr>
<tr><td>ゆうやけ【区分２Ａ】(※2)</td><td>ほしぞら【区分２Ｂ】</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td>遊びの場</td><td colspan="2">遊びの場＋生活の場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">登録条件</td><td colspan="3">・屏風浦小学校に通学している児童であること
・屏風浦小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">**留守家庭児童等(※3)であること**</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用時間</td><td>平日</td><td>放課後から**午後４時**まで</td><td>放課後から**午後５時**まで</td><td>放課後から**午後７時**まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>**利用できません**</td><td>午前８時30分～
午後５時まで</td><td>午前８時30分～
午後７時まで</td></tr>
<tr><td>土曜日を除く学校休業日</td><td>**午前10時～12時または
午後１時～３時**(※4)</td><td>午前８時～**午後５時まで**</td><td>午前８時～**午後７時まで**</td></tr>
<tr><td colspan="2">お迎え</td><td colspan="3">**キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。（P13）**</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用料</td><td rowspan="2">**無料**</td><td>**月額2,000円**(※5)＋おやつ代
（７・８月は2,500円+おやつ代）</td><td>**月額5,000円**(※5)＋おやつ代
（７・８月は5,500円+おやつ代）</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免制度あり（Ｐ５）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険加入料</td><td colspan="3">年額７００円（Ｐ６）</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td></tr>
</table>

※1　表の説明のほか、有料でスポット利用（Ｐ３）ができます。

※2　表の説明のほか、有料で延長利用（Ｐ４）ができます。

※3　保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4　午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。

※5　実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます（利用回数に応じた日割り等はありません）。

Ⅰ-5　わくわく【区分1】の概要

（1） わくわく【区分1】について

全てのこどもたちを対象に無償で**「遊びの場」**を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

こどもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

（2） 利用時間

平日	放課後～**午後4時**
土曜日	**利用できません** (※1)
学校休業日	**午前10時～12時または午後1時～3時** (※2)

※1　スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2　午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。

（3） スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、**午後7時まで受入れる制度**です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、**1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。**

（4）利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P　）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

（5）非常時における利用制限について

警報発表時（P23）や熱中症警戒アラート等発表時（P24）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、**わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。**

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、放課後 e-場所システム（P　）によりお知らせさせていただきます。

Ⅰ-6　すくすく【区分2】の概要

（1）すくすく【区分２Ａ・Ｂ】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に**「遊びの場」**と**「生活の場」**を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分１】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣 (※1) の習得等のための支援を、放課後児童支援員 (※2) 等が行います。

※1　基本的な生活習慣の一例

・健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）

・こどもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）

・放課後キッズクラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）

※2　放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して２年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

（2）利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分２Ａ】(※)	すくすく・ほしぞら【区分２Ｂ】
平日	放課後～**午後5時**	放課後～**午後7時**
土曜日	午前8時30分～**午後5時**	午前8時30分～**午後7時**
土曜日を除く学校休業日	午前8時～**午後5時**	午前8時～**午後7時**

※　延長利用料（400円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

（3）延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分２Ａ】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後５時を超えて午後７時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、１回あたり400円の延長利用料がかかります。

（4） 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（Ｐ６）ほか、プログラム（P11）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分２A】	すくすく・ほしぞら【区分２B】
利用料（月額）(※)	**2,000 円** （７・８月は2,500 円）	**5,000 円** （７・８月は5,500 円）
延長料（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	－
おやつ代	実費相当	

※　すくすく【区分２A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

＜注意事項＞

すくすく【区分２A】の利用時間は午後５時までのため、退室時間が５時１分以降になると、自動的に延長料（400 円/回）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 (※1・2)	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	**上限 2,500 円/月**
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分２A】の延長料（400 円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1　**①～③の要件を満たさなくなった場合**（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）**、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。**

※2　虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

Ⅰ-7　保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん１人につき年額７００円）を負担していただきます。

この保険は屏風浦小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブが加入するものです。**利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。**

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「保険に関するＱ＆Ａ」も、あわせてご一読ください。

加入している保険は、放課後キッズクラブの活動中および放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を保証します。

（1）保険の掛金

お子さん１人につき年額700円

（2）補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死　　亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償責任	対人・対物賠償合算	共通限度額　1名/1事故　5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

（3）対象となる事故の範囲

傷害保険・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
　　放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
※児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（熱中症・細菌性、ウイルス性食中道も対象です。）
賠償保険・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人に怪我をさせたり他人のものを壊したことにより
　　法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

（4）支払方法

支払いは、下記の運営法人口座への振込みをお願いします。※振込み手数料は保護者負担となります。
金融機関名：湘南信用金庫（金融機関コード1282）
支　店　名：杉田支店（店番038）
口　　座：普通預金　口座番号4158823
口座名義人：特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブ　理事長　内藤幹夫

（5）その他

利用申込みに際し提出いただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

保険に関するQ&A

Q　保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか。
A　はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ずご利用前に掛金をお支払いください。

Q　振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフに渡してもいいですか。
A　お子さまにお金を持たせることは、事故防止の観点からやめてください。キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただけるよう、ご協力をお願いします。

Q　２年生と４年生の保護者です。２人ではいくら支払えばよいのですか。
A　１人あたり年額は７００円ですので、この場合２人で１，４００円となります。

Q　１日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか。
A　はい。年度単位での加入のため、１日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。

Q　キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金の返還はありますか。
A　一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q　保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか。
A　保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しまんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q　子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は１日だけで終わったのですが、１日だけでも傷害保険金は出るのですか。
A　はい。１日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q　事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。
A　キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

Ⅰ-8　放課後 e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後ｅ-場所システム」（以下「システム」という。）で行います。お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」(※) のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

＜システムの登録＞

放課後キッズクラブの利用申込に際し、登録用の二次元コードが印刷された「入会・利用申込登録チラシ」をお渡ししますので、利用申込に必要な書類（P19 参照）をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください（システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください）。

【放課後 e-場所システム　マニュアル掲載ページ】

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html

二次元コード：

放課後 e-場所システムの主な機能　※該当しないものもあります。

主な機能の一覧		
1	入会の利用申込・区分変更・退会	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続きができます。
2	書類の提出	申込等に必要な書類を提出できます。
3	児童の入退室時刻のお知らせ	お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。
4	利用予定の登録・変更・キャンセル	利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。
5	昼食提供の申込	春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。
6	クラブ・横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。

＜放課後 e-場所システムの動作環境（2025 年 11 月現在）＞

放課後 e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

推奨ブラウザ	Version
Google Chrome	最新のバージョンをお使いください
Firefox	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

Ⅱ　活動について

Ⅱ-1　屏風浦小学校放課後キッズクラブの活動

（1）活動に当たり大切にしていること

屏風浦小学校放課後キッズクラブでは、放課後の時間を１年生から６年生までが共に過ごす特性を活かし、思いやりや社会性を学びます。また、子ども自身が自ら選ぶ経験を大切にしています。

（2）学校・保護者・地域との連携や繋がり

屏風浦小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

	概要
学校	こどもたちが日々の生活を円滑に過ごせるよう、校長先生をはじめ担任や養護教諭と随時、こどもたちの様子など情報交換を行っています。 環境の変化が大きい、年度当初や夏休み等長期休暇の前後は、重点期間として、こどもたちの心身の変化に細やかに対応できるように、学校との情報交換を実施しています。 体を動かす遊びの時間を確保できるよう、学校と連携し、授業の時定を確認しながら、体育館や校庭の利用の調整を行っています。
保護者	お迎え時等のコミュニケーションのほか、お子様の様子等で気になることがあればスタッフとの面談はいつでも対応いたします。 また、年２回に保護者会を実施し、保護者の皆様との意見交換の場を設定しています。
地域	評議会委員は地域の自治会役員、民生児童委員、青少年指導員に参加いただき、キッズクラブの活動についての報告や意見交換を行っています。

（3）一日の活動スケジュール例

〈平日（学校のある日）〉

時間	わくわく【区分１】	すくすく【区分２A】	すくすく【区分２B】
放課後	受付		
～16：00	自由遊び		
16：30		おやつ	
～17：00		遊び・宿題・読書	
～19：00			遊び・宿題・読書

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。
★16 時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

〈学校休業日（土曜日を除く学校のある日）〉

時間	わくわく【区分１】	すくすく【区分２A】	すくすく【区分２B】
8：00～		受付　遊び・読書	
10：00～	受付　遊び	遊び	
～12：00		昼食	
13：00～	受付　遊び	学習・読書・遊び	
～15：00			
～16：00			
16：30		おやつ	
～17：00		遊び・宿題・読書	
～19：00			遊び・宿題・読書

★土曜日は８時 30 分からの開所です。
★利用方法は、学校がある日と同じです。
★わくわく【区分１】のお子さんは、午前または午後のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。
※夏季休業日のみ午前１回
★わくわく【区分１】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**
★すくすく【区分２】では、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。

Ⅱ-2　プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

（1）屏風浦小学校放課後キッズクラブでのプログラム

屏風浦小学校放課後キッズクラブの活動は、次のとおりです。

◎主な活動場所

キッズルーム、校庭、体育館、図工室（兼用ルーム）、理科室（兼用ルーム）、家庭科室（兼用ルーム）

◎通常の活動内容（主なもの）

・キッズルーム：ブロック、プラレール、カプラ、ドミノ、ジクソーパズル、ボードゲーム、カードゲーム
塗り絵、写し絵、読書、DVD 鑑賞、あやとり、こま、けん玉、将棋など
・校庭：砂遊び、水遊び、サッカー、ドッジボール、ボール投げ、なわとび、竹馬、遊具など
・体育館：バスケットボール、ドッジビー、鬼ごっこ、フラフープなど

■プログラム体験

・季節の工作：羽子板づくり、お雛様づくり、鯉のぼりづくり、ハロウィン工作、クリスマス工作など
・スポーツ　：サッカー体験、ミニバスケット体験、空手体験など
・本に親しむ：お話し会、市民図書室での読書会など
・その他：フラワーアレンジ、ミニ観劇会、スライムづくり、映画会、お茶体験、お習字など

（2）プログラムの申込等

詳しい内容は、今後キッズだより（P14）等でお知らせします。

＜注意事項＞

・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。

・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。

・わくわく【区分１】のお子さんが午後４時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻（P13）を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

・有料のプログラムを実施する場合は、事前に『キッズだより』等でお知らせします。

Ⅱ-3　おやつ

すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつの提供状況】

料金：５０円/食

食べる場所：キッズルーム、兼用ルーム

おやつの内容：市販のものですが、食物アレルギーには注意して提供しています。

Ⅱ-4　学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和６年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和８年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和７年度の昼食提供の概要

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和７年８月 11 日～８月 15 日）は除く）

料金：400 円/食

対象：すくすく【区分２A・B】登録及びわくわく【区分１】登録のスポット利用で希望する方

Ⅱ-5　学習環境

屏風浦小学校では、学習用タブレット端末（以下「端末」という。）の持ち帰りを実施しており、ご家庭でも学習を行っているところです。

屏風浦小学校キッズクラブにおける利用にあたっては、学校との調整後に改めてご案内いたします。

Ⅱ-6　キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合（一斉下校）と、保護者等によるお迎えの２種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。

システムで利用予定を登録する際に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、「最終下校時刻」以降は、お子さんだけでの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要です。

＜キッズクラブからの帰り方＞

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	一斉下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え （お子さんだけの帰宅はできません）

（1）一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。**一斉下校時刻は 30 分毎に設定しています**ので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

＜一斉下校時刻と最終下校時刻＞

	一斉下校時刻（システムの入力時刻）				最終下校時刻
４～８月	午後３時 30 分	午後４時 00 分	午後４時 30 分	午後５時 00 分	**午後５時 00 分**
９月	午後３時 30 分	午後４時 00 分	午後４時 30 分	―	**午後４時 30 分**
10～１月	午後３時 30 分	午後４時 00 分	―	―	**午後４時 00 分**
２月	午後３時 30 分	午後４時 00 分	午後４時 30 分	―	**午後４時 30 分**
３月	午後３時 30 分	午後４時 00 分	午後４時 30 分	午後５時 00 分	**午後５時 00 分**

【新１年生の一斉下校開始日について】

新１年生のお子さんの一斉下校開始は学校集団下校終了日の翌日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

（2）保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア　お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただきます。

なお、保護者に確認をする場合もあります。

イ　車による送迎

車での送迎は原則できません。事故防止や近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

Ⅱ-7　広報誌『キッズだより』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズだより』により行います。『キッズだより』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

（1）発行日と配付方法

『キッズだより』は毎月 26 日ごろに発行し、担任の先生を通じて全校生徒に配付しています。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズだより』を配付することもあります。

（2）『キッズだより』の内容

ア　翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

イ　活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

＜『キッズだより』等への写真掲載＞

『キッズだより』では、こどもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、『キッズだより』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもありますが個人を特定できないような配慮をいたします。

また、『キッズだより』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時行います。**写真掲載を希望されない場合は、システムで利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。**

ウ　お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

Ⅱ-８　利用当日の流れ

（1）授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア　各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブは４号棟１階です。

※　学校休業日等については、正門（国道16号線からの門）より入校し、キッズルームまで行きます。

イ　上履きを脱いで、上履き入れに入れたら、キッズルームでは、キッズクラブのスタッフに従って受付けをします。受付で、お子さん専用の二次元コードを読み取ります。

二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

ウ　ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

（2）持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。**持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。**季節に応じた持ち物等は、随時『キッズだより』等でお伝えします。

※　教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
・水筒 ・上履き ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）	・水筒 ・上履き ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします） ・お弁当（お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします）

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具等）は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

（3）帰り方

ア　最終下校時刻まで（一人帰り）

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り、一斉下校します。

※　二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

イ　最終下校時刻後（保護者によるお迎え）

お迎え時に、保護者の方からキッズルーム入口横のインターホンで「お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り下校します。

※　二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

Ⅱ-９　キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（1）利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。**お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。**特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後７時までのため、**必ず午後７時までにお迎えに来るようにしてください。**

（2）登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

（3）スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。

保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為 ※ はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

（4）お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。

他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。

また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅱ-10　事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡(※1)を取り、対応を相談します。（キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける(※2)等）	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡(※1)をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1　保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します

※2　首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブページ>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html

Ⅲ　利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-１　利用申込

（１）利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】
４月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（４月利用）	
		在校生	新１年生
わくわく 【区分１】	・保険料（700 円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）(※)	令和８年３月 19 日	令和８年３月 19 日
すくすく 【区分２A・B】	・保険料（700 円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）(※) **・留守家庭児童等を証明する書類**	令和８年３月 19 日	令和８年３月 19 日

※児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い
児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。
保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。
新１年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。
また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。
提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

【年度途中から利用】
年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月 25 日までにお申し込みください。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等 勤務予定者 産休中及び育休中	就労（予定）証明書（様式A） ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書提出遅延届」（様式A－1）を添付してください。就労（予定）証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。
自営業	自営業従事者等申告書（様式B）
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（様式C）(※1) ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書（様式C） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（様式D）(※2)
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊‥区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災‥消防署で発行しています。

※1　病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して８週間前の日の属する月の１日から、出産日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後８週間となります）。
※2　求職活動を理由にすくすく【区分２Ａ・Ｂ】に登録できるのは、登録日から３か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

（2）利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、別紙「利用料減免の手続について」、を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

（3）利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分２Ａ・Ｂ】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブから事前にご連絡させていただきます。

（4）新１年生の利用開始日

新１年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分１】	学校生活への影響を考慮し、**利用開始は学校集団下校終了日翌日**からとなります。 ※ただし、**スポット利用（利用料 800 円+おやつ代）の場合は、４月１日から利用することができます。**
すくすく【区分２】	４月１日から利用することができます。

＜新１年生の利用に当たっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新１年生が４月１日から学校集団下校終了日翌日までの間に利用する場合は、保護者の責任の下において送迎が必要となります。

Ⅲ-２　利用予定

利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の末日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。

なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は、利用当日（学校のある平日）の9時までに、システムで変更をしてください。9時以降の変更は、クラブに直接ご連絡ください。

※学校休業日、土曜日については、利用当日の7時までにお願いします。

	登録・変更等期限
当初の登録	前月末日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更	利用当日の9時までにシステムで変更

Ⅲ-３　利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月 25 日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

・年度途中で、新たにわくわく【区分１】からすくすく【区分２Ａ・Ｂ】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P20）の添付が必要となります。

・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２Ａ・Ｂ】に登録していた方が、わくわく【区分１】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２Ａ・Ｂ】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。

ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。

・すくすく【区分２Ａ・Ｂ】間の変更（【区分２Ａ】⇔【区分２Ｂ】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。

・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-４　利用料等の支払方法

現金による事故防止の観点から、利用料、おやつ代の現金での取り扱いは行っていません。
運営法人の口座に振り込みとなっています。
なお、振込手数料につきましては、保護者の負担となります。
お手数をおかけしますが、事情をご理解のうえご協力をお願いいたします。

毎月 15 日までに、当月の利用料金と前月のおやつ代、前月に利用があったゆうやけ延長料、わくわくスポット利用料及びおやつ代を郵送でお知らせします。月末まで（※金融機関休業日の場合は前営業日まで）に振り込みをお願いいたします。
事務処理上の関係で、翌月の振り込みにならないようにご協力をお願いいたします。
領収書は、原則発行いたしませんので、振込時の記録等を保管してください。

振込先
金融機関名：湘南信用金庫（金融機関コード：1282）
支　店　名：杉田支店（店番 038）
口 座 種 類：普通預金
口 座 番 号：4158823
口座名義人：特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブ　理事長　内藤　幹夫
トクテイヒエイリカツドウホウジン　ビョウブガウラハマッコクラブ　リジチョウ　ナイトウミキオ

（1）すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２A・B】の利用料

月額利用料：ゆうやけ：2,000 円、ほしぞら：5,000 円
※7・8月は、ゆうやけ：2,500 円、ほしぞら：5,500 円

（2）おやつ代

50 円／1 回
※当キッズでは午後 4 時 30 分以降におやつを提供しています。

（3）ゆうやけの延長料、わくわく【区分１】のスポット利用料及びおやつ代

ゆうやけ延長料　　400 円／1 回
わくわくスポット利用料　800 円／1 回及びおやつ代 50 円／1 回

（4）プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズだよりでお知らせします。

Ⅳ　非常災害時等の対応について

Ⅳ-１　警報発表時等の対応

（１）警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応【浸水対象】
学校がある日	登校前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難指情報」が発表された場合は、閉所となります。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難指情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後	クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※特別警報発表時や又は「避難指情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校がない日	－	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時又は「避難指情報」が発表された場合は閉所となります。

※**「避難指情報が発表された場合」**とは、当該所在地に**「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合**をいいます。なお、避難指情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

※　交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※　利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせするとともに、午後7時までは連絡が取れる体制になっていますので、次の連絡先までお問い合わせください。【連絡先】０４５－７５８－０１１６

○　横浜市 防災情報ポータル　URL： https://bousai.city.yokohama.lg.jp/

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)（外部サイト）

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

（2）公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２Ａ・Ｂ】及びわくわく【区分１】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（3） 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

Ⅳ-２　熱中症警戒アラート等発表時等の利用

【わくわく（区分１）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後５時にまたは当日の午前５時に発表された場合、わくわく【区分１】の利用を原則休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後２時に発表された場合も同様の対応とします。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分１】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【すくすく（区分２Ａ・Ｂ）】

すくすく【区分２Ａ・Ｂ】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いします。※熱中症特別警戒アラートは、午後２時ごろに配信されます。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	・発表は１日２回、前日の午後５時と、当日の午前５時 ・暑さ指数の値が 33 以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分１】は原則利用休止
熱中症特別警戒アラート	・発表は１日１回、前日の午後２時 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35 以上」）に発表されます。 ・わくわく【区分１】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、１日２回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Ｅメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後５時頃及び当日午前５時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後５時頃及び当日午前７時頃
環境省公式 LINE アカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後６時頃及び当日午前７時頃

Ⅳ-3　地震

時間帯別の基本行動（例：震度５強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
学校がない日（キッズクラブ開所日）	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	学校の対応に準じます。

Ⅳ-4　Ｊアラートを通じた緊急情報への対応

・神奈川県内にＪアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。
　なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

Ⅴ　その他

Ⅴ-1　支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

（1）障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。

お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。

なお、見学をご希望の際は、クラブへ事前にご相談ください。

【利用決定後の面談】

利用決定後、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただく場合もあります。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

（2）医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

（3）その他支援事業のご紹介

18 歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、**お住まいの区の「こども家庭相談」**に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談は**お住まいの区の区役所こども家庭支援課**へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【こども家庭相談ホームページ】
URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html
二次元コード：

【障害児通所事業ご利用の手引き】
URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf
二次元コード：

V-2　保護者会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会を開催します。

保護者会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含みます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。

保護者会の開催に当たっては、キッズだより等で事前にお知らせいたします。

V-3　ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、屏風浦小学校放課後キッズクラブまたは運営法人特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブまでご相談ください。

【受付担当者】

屏風浦小学校放課後キッズクラブ：井上

運営法人　特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブ：大山　小島　喜瀬（きせ）

V-4　お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

屏風浦小学校放課後キッズクラブ	TEL：758－0116	FAX：758－0116
運営法人：特定非営利活動法人屏風ケ浦はまっ子クラブ	TEL：758－0116	FAX：758－0116
横浜市磯子区こども家庭支援課	TEL：750－2415	FAX：750－2540



放課後キッズクラブ　よくあるご質問



Q1 保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は 16 時までの予定ですが、すくすく【区分２】ではなく、わくわく【区分１】の登録でも問題ありませんか。（p. ２）

A1 保護者の方が就労していても、わくわく【区分１】の登録は可能です。
ただし、わくわく【区分１】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すくすく【区分２】への登録をお願いします。

Q2 病気やケガで長期間キッズクラブを利用しない場合でも、すくすく【区分２】の利用料はかかりますか。（p. ２）

A2 すくすく【区分２】の利用料は、利用の有無にかかわらず、月額で発生します。
なお、利用予定がない月がある場合は、わくわく【区分１】へ区分変更することで、利用料がかからなくなります。

Q3 途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金はありますか。（p. ２）

A3 キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続はありません。
すくすく【区分２】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分１】への区分変更の手続きをお願いします。
また、保険料やすくすく【区分２】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金はできません。

Q4 わくわく【区分１】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。（p. ３）

A4 わくわく【区分１】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さんやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。
「生活の場」としての利用を希望する場合は、すくすく【区分２】への登録をお願いします。

Q5 すくすく【区分２】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。（p. ４）

A5 就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すくすく【区分２】への登録が可能です。

Q6 活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。（p.10）

A6 主にすくすく【区分２】のお子さんが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行いますが、スタッフによる学習の指導等は行いません。また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話をお願いします。

Q7 保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。（p.13）

A7 キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さんの安全性を考慮し、お子さんだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。
最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

Q8 在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、すくすく【区分２】への登録は可能でしょうか。（p.18）

A8 在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、すくすく【区分２】に登録いただくことができます。

Q9 民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。（p.16）

A9 民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さんの引き渡し方法について確認する必要があるため、まずは併用予定の民間学童等をキッズクラブへお知らせください。
また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

Q10 こどもに障害や特性があっても利用できますか。（p.27）

A10 キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さんの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。

令和８年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

＜利用申込み＞

	チェック欄
利用申込（全利用区分、システムでの入力必須）	
保険料（全利用区分、利用開始時まで必須）	
キッズかけはしシート（全利用区分、任意）	
すくすく【区分２A・B】に登録する場合 **※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。** **※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。**	

保護者の状況	対象書類	チェック欄
会社員、公務員等 勤務予定者 産休中及び育休中	**就労（予定）証明書** ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。	
自営業	**自営業者等申告書**	
病気の方 看護・介護中の方	**病気・障害等申告書　＋** **診断書等病気の状況がわかる書類**	
障害のある方	**病気・障害等申告書　＋** **身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類**	
求職中の方	**求職活動申告書**	
在学中の方 （中学生・高校生除く）	**学生証又は在学証明書**	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	**罹災証明書**	

	チェック欄
お子さんに食物アレルギーがある場合	
学校生活管理指導表（写）	
減免申請をする場合	
放課後キッズクラブ利用料減免申請書	
※次のうちいずれかの書類	

		チェック欄
生活保護世帯	保護証明書	
	生活保護費支給証	
就学援助世帯	児童扶養手当証書	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	
	就学援助費支給についてのお知らせ	
	就学援助認定通知	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

＜利用区分を変更する場合＞

		チェック欄
利用区分変更申込（全利用区分、必須）		
新たにすくすく【区分２A・B】に登録する場合（わくわく【区分１】⇒すくすく【区分２A・B】）		
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 **※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。**		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等 勤務予定者 産休中及び育休中	**就労（予定）証明書** ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。	
自営業	**自営業者等申告書**	
病気の方 看護・介護中の方	**病気・障害等申告書　＋** **診断書等病気の状況がわかる書類**	
障害のある方	**病気・障害等申告書　＋** **身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類**	
求職中の方	**求職活動申告書**	
在学中の方 （中学生・高校生除く）	**学生証又は在学証明書**	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	**罹災証明書**	
減免申請をする場合		
放課後キッズクラブ利用料減免申請書		
※次のうちいずれかの書類		
生活保護世帯	保護証明書	
	生活保護費支給証	
就学援助世帯	児童扶養手当証書	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	
	就学援助費支給についてのお知らせ	
	就学援助認定通知	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

令和８年度放課後キッズクラブ利用料減免手続のお知らせ

１　利用料減免制度の概要

放課後キッズクラブ（以下「キッズクラブ」）の利用料減免（以下「減免」）制度の概要は以下の表のとおりです。書類提出フロー図（P5）をご確認いただいたうえで、申請手続き(※)をしてください。

※申請が可能なのはR8.12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象とならないためご注意ください。

【減免制度の概要】

	説明
減免対象者 （※１・２）	すくすく【区分２】に登録していて、かつ、以下のいずれかに該当する方 ①　横浜市就学援助を受けている世帯（以下「就学援助世帯」） ②　市民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」） ③　生活保護世帯
減免額 ・ 減免対象費用	月額利用料を上限2,500円減免 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分２Ａ】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※１　①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※２　虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

２　就学援助世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和８年度から、毎年９月から翌８月までを１年度として判定を行うため、

・令和７年度に就学援助の認定を受けている：R8.4～8月を減免

・令和８年度に就学援助の認定を受けている：R8.9～R9.8月を減免

となりますが、令和８年度は次の基準でも判定を行います。

ア　２～６年生の特例

R8.4～8月は従前の基準（R8年度就学援助世帯を減免）での判定も行います。

イ　１年生の特例

令和８年度就学援助世帯に対してR8.4～R9.8月の判定を行います。

【減免判定期間】

<table>
<tr><th></th><th>R8.4～8月</th><th>R8.9～R9.8月</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２～６年生</td><td>R7年度に就学援助世帯</td><td rowspan="2">R8年度に就学援助世帯</td></tr>
<tr><td>R8年度に就学援助世帯
（R8年度のみの特例）</td></tr>
<tr><td>１年生</td><td colspan="2">R8年度に就学援助世帯</td></tr>
</table>

(2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8.4～8 月	R8.9～R9.8 月
２～６年生 （R7 年度に減免を受けている）	申請不要	８月までに申請すれば ９月から減免適用（※1）
２～６年生 （R7 年度に減免を受けていない）	８月までに申請すれば ４月から減免適用（※1・2）	
１年生		

※1　上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。また、各月の提出期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2　８月までに減免申請を行った場合、４月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』（様式Ｅ）に次のいずれかの書類（※）の写しを添付してご提出ください。

・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
・就学援助費支給についてのお知らせ
・就学援助認定通知

※(1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

＜児童扶養手当を受給している方へ＞
児童扶養手当を受給している方は、上記の書類ではなく、児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

３　非課税世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和８年度から、毎年９月から翌８月までを１年度として判定を行うため、

・令和７年度非課税世帯：R8.4～8 月を減免
・令和８年度非課税世帯：R8.9～R9.8 月を減免

となりますが、令和８年度の R8.6～8 月は従前の基準（R8 年度非課税世帯を減免）での判定も行います。

【減免判定期間】

R8.4～5 月	R8.6～8 月	R8.9～R9.8 月
R7 年度非課税世帯	R7 年度非課税世帯	R8 年度非課税世帯
	R8 年度非課税世帯 （R8 年度のみの特例）	

(2)減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

<table>
<tr><th></th><th>R8.4～5 月</th><th>R8.6～8 月</th><th>R8.9～R9.8 月</th></tr>
<tr><td>２～６年生
(R7 年度に減免を受けている)</td><td colspan="2">申請不要</td><td>８月までに申請すれば
９月から減免適用 (※1)</td></tr>
<tr><td>２～６年生
(R7 年度に減免を受けていない)</td><td rowspan="2">３月までに申請すれば
４月から減免適用
(※1)</td><td colspan="2" rowspan="2">８月までに申請すれば
６月から減免適用 (※1・2)</td></tr>
<tr><td>１年生</td></tr>
</table>

※１　上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※２　申請期限までに減免申請を行った場合、６月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分 (※1) の次のいずれかの書類 (※2) の写しを添付してご提出ください。

・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※１　非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。

減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があるため、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※２　(1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

4　生活保護世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象とすることが出来ます。

(2) 利用料減免の申請

利用料の減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで利用料減免の対象となっていた方は、R8.4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8.4～8 月	R8.9～R9.8 月
２～６年生 （R7 年度に減免を受けている）	申請不要	８月までに申請すれば ９月から減免適用（※1）
２～６年生 （R7 年度に減免を受けていない）	随時申請（※2）	
１年生		

※１　上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※２　減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

・保護証明書

・生活保護費支給証

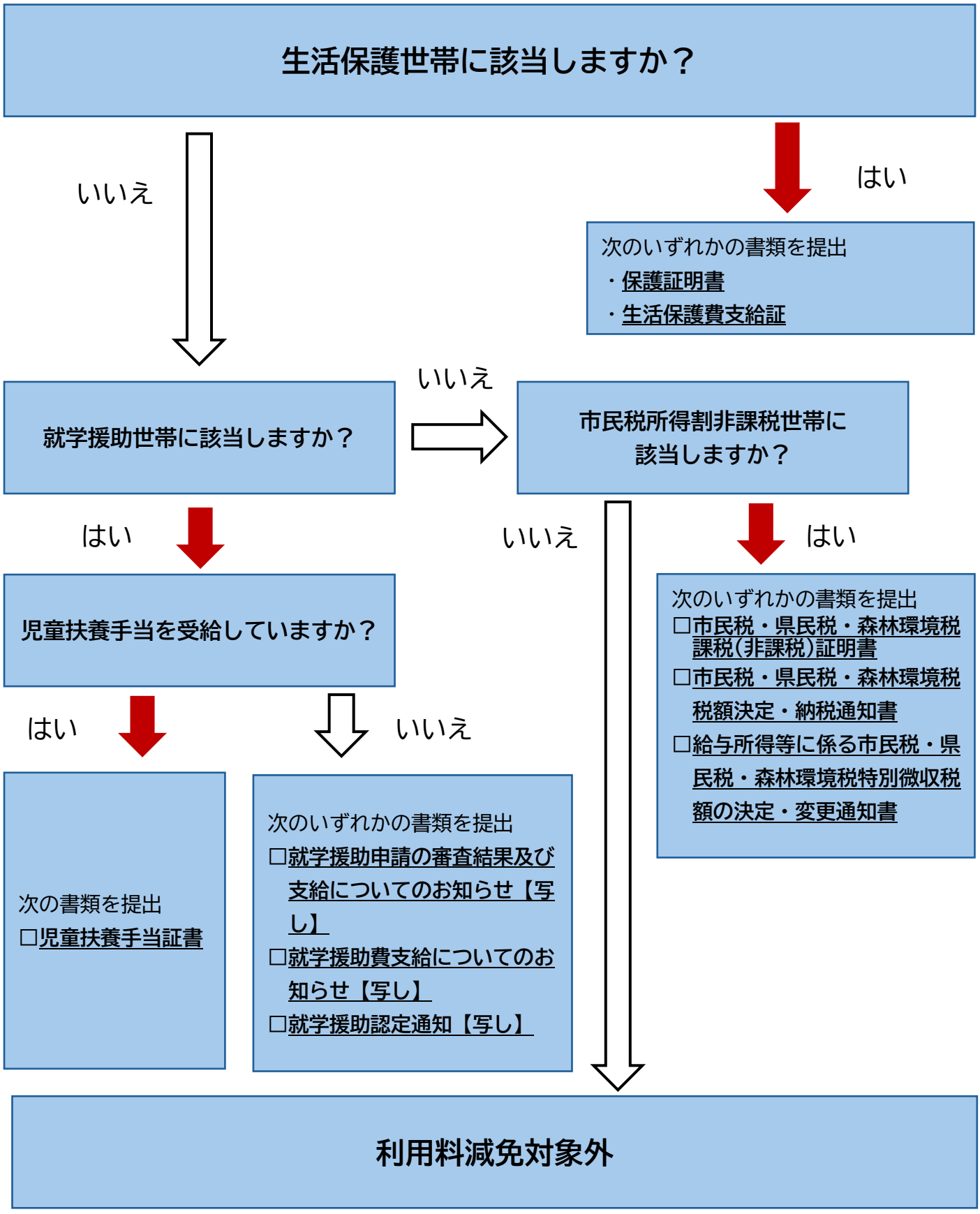
5　減免対象でなくなった場合

減免の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに『放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書』（様式Ｆ）の提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



【書類の説明】

<table>
<tr><th>世帯</th><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活保護世帯</td><td>保護証明書</td><td rowspan="5">キッズクラブの申込時
又は
減免の適用を受けようとする時</td><td>保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）</td></tr>
<tr><td>生活保護費支給証</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民税所得割
非課税世帯</td><td>市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書</td><td>区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます（１件につき 300 円がかかります）。</td></tr>
<tr><td>市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書</td><td>区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。</td></tr>
<tr><td>給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書</td><td>勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。</td></tr>
<tr><td>就学援助世帯
（児童扶養手当受給「有」）</td><td>児童扶養手当証書</td><td>有効期限内の証書に限ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就学援助世帯
（児童扶養手当受給「無」）</td><td>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ</td><td rowspan="3">８月まで
又は
８月以降は学校から受理次第速やかに</td><td rowspan="3">・４月当初に申請をされた方は、７月下旬頃に学校から送付されます。
・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</td></tr>
<tr><td>就学援助費支給についてのお知らせ</td></tr>
<tr><td>就学援助認定通知</td></tr>
</table>

就労（予定）証明書

A

屏風浦　　小学校放課後キッズクラブ 様

【就労者記入欄】

就労者住所	
就労者氏名	児童から見た続柄：
放課後キッズクラブ名	屏風浦　　小学校放課後キッズクラブ
申込児童氏名・学年 ※２人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	第　　学年
	第　　学年
	第　　学年

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	年　　月　　日 から
現在の雇用状況	□ 就労中　□ 産前産後・育児休業中（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） □ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始
雇用の形態	□ 正社員　□ 契約社員　□ 派遣社員　□ アルバイト・パート □ その他　（　　） ◆雇用契約期間が決まっている場合 →　　年　　月　　日　契約終了 ◆契約更新予定　　→　□ 有　□ 無　□ 未定
勤務先(派遣先)の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要
勤務先(派遣先)の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 勤務（派遣）先の電話番号

就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方
	◆勤務時間 時　分 ～ 時　分 ◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 時　分 ～ 時　分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ①　時　分 ～ 時　分（月　回） ②　時　分 ～ 時　分（月　回） ③　時　分 ～ 時　分（月　回）
	◆勤務日数 平均　　日／週	

備考	

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

（事業所所在地）

（事業所名）　　（電話番号）

（代表者職氏名）

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使用してください。）

横浜　小学校放課後キッズクラブ　様

【就労者記入欄】　就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△－△
就労者氏名	横浜　花子　　児童から見た続柄：　母
放課後キッズクラブ名	横浜　小学校放課後キッズクラブ
申込児童氏名・学年 ※２人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜　さくら　第　3　学年
	横浜　すみれ　第　5　学年
	第　学年

【事業所記入欄】　太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

採用（内定）年月日	令和　●　年　4　月　1　日から
現在の雇用状況	☑ 就労中　☐ 産前産後・育児休業中（　年　月　日～　年　月　日） ☐ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始
雇用の形態	☑ 正社員　☐ 契約社員　☐ 派遣社員　☐ アルバイト・パート ☐ その他　（　） ◆雇用契約期間が決まっている場合 →　年　月　日　契約終了 ◆契約更新予定　→　☐ 有　☐ 無　☐ 未定
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社〇〇物産　横浜支店
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市△区△△町■－■　勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●
就労状況	定例勤務時間の方：◆勤務時間　9 時 00 分 ～ 18 時 00 分 ◆育児短時間勤務の場合の勤務時間　9 時 30 分 ～ 17 時 00 分 ◆勤務日数　平均　5 日／週 シフト勤務の方：◆シフトと月の勤務回数を記入 ①　時　分 ～　時　分（月　回） ②　時　分 ～　時　分（月　回） ③　時　分 ～　時　分（月　回）
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例）令和●年10月１日～令和●年３月31日まで契約更新予定。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

【証明欄】
上記のとおり相違ないことを証明します。
令和　●　年　3　月　20　日　　本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

（事業所所在地）　横浜市△区△△町■－■

（事業所名）　株式会社〇〇物産　本社　（電話番号）〇〇〇-〇〇〇〇

（代表者職氏名）　関内　みなと

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

Ａ－１

就 労 （ 予 定 ） 証 明 書 提 出 遅 延 届

年　　月　　日

屏風浦小学校校放課後キッズクラブ

住 所

申請者
（保護者）氏 名

電 話

現在、次の理由により就労（予定）証明書を提出できませんが、取得手続きが済み次第、速やかに提出します。

児　童　名 （学年）	
遅延の理由	□手続き中のため □就労開始日以降に、取得可能なため □その他（　　） 勤務（予定）先名： 連絡先：
提出見込	年　　月　　日 ※原則１か月以内にご提出ください。

【同意欄】次の注意事項を確認し、同意しました。

□必要に応じて、勤務（予定）先に就労状況等の確認連欄をする場合があります。

□提出見込年月日を過ぎても就労（予定）証明書の提出をいただけない場合、原則として、利用区分をわくわく【区分１】に変更させていただきます。

記載例

【保護者様】
赤枠の中をご記入のうえ、キッズクラブへ提出してください。

就 労 （ 予 定 ） 証 明 書 提 出 遅 延 届

横浜小学校放課後キッズクラブ

令和 ● 年●月●日

住 所　横浜市中区本町６－５０－１０
申請者
保護者）氏 名　横浜　太郎
電 話　０９０－●●●●―●●●●

保護者ごとに提出が必要です（父・母ともに遅延する場合はそれぞれ提出）

書を提出できませんが、取得手続きが済み次第、速やかに提出します。

児 童 名 （学年）	横浜　一郎（３年）、次郎（１年）
遅延の理由	☑手続き中のため ☐就労開始日以降に ☐その他（　　）
提出見込 年月日	令和 ● 年 ● 月●日 ※原則１か月以内にご提出ください。

きょうだいで利用する場合は、併記してください。

勤務（予定）先名	株式会社　横浜
連絡先	０４５―●●●―●●●●

【同意欄】次の注意事項を確認し、同意しました。
☑必要に応じて、勤務（予定）先に就労状況等の確認連欄をする場合があります。
☑提出見込年月日を過ぎても就労（予定）証明書の提出をいただけない場合、原則として、利用区分をわ

チェックボックスにチェックしてください。

自営業従事者等申告書

B

屏風浦小学校放課後キッズクラブ

申込児童氏名・学年　（　　・　第　　学年）

※自営業

事業所名 代表者名		電話　（　　）　　－ 業種	
事業所所在地 （勤務場所）			
住居との関係	同一　・　同一敷地内別棟　・　居住外　・　その他（　　）		
事業開始年月日	年　月　日	営業時間	：　～　：
事業に従事 しない曜日	日・月・火・水・木・金・土	家人以外の 従業員	無・有（　人）

※就労時間

利用児童との続柄	就労時間	就労日数（週平均）
	：　～　：	週　日
	：　～　：	週　日
	：　～　：	週　日
	：　～　：	週　日
	：　～　：	週　日
	：　～　：	週　日

※備　考

（宛先）屏風浦小学校放課後キッズクラブ

上記のとおり相違ないことを申告します。

年　月　日　　保護者氏名

（申告者）

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

求職活動申告書

D

年　　月　　日

屏風浦小学校放課後キッズクラブ

私は求職活動を行い、就労する予定であることから、屏風浦小学校放課後キッズクラブのすくすく【区分２A・B】への登録を希望します。すくすく【区分２A・B】に登録後、就労した際には、速やかに就労（予定）証明書を提出します。

なお、放課後キッズクラブ利用登録日から３か月以内に就労を開始できない場合は、すくすく【区分２A・B】からわくわく【区分１】へ変更することに同意します。

【求職活動者】 住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童との続柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

求職活動の状況については次のとおりです。（□欄をチェックして必要事項を記入してください）

現在の活動状況	□求職活動中 ・求職活動の開始時期　　年　　月 ・活動の内容　□週　・□月　　日程度 □ハローワークへ　□自分で 【現在　　社申請】 □児童が放課後キッズクラブ利用登録後、求職活動開始予定
希望職種	
希望勤務形態	□常勤　□パート　□その他（　　）
希望勤務時間	平日：午前・後　時　分～午前・後　時　分（実働　時間） 土曜：午前・後　時　分～午前・後　時　分（実働　時間）
希望勤務日数	□週　日（□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日） □１か月の勤務日数　日

※就労後、すみやかに屏風浦小学校放課後キッズクラブへ就労(予定)証明書を提出してください。

※求職活動を理由にすくすく【区分２A・B】に登録できるのは、登録日から３か月です。

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

C

病気・障害等申告書

屏風浦小学校放課後キッズクラブ

申込児童氏名・学年　（　　・　第　　学年）

※該当する方全員

該当する項目に記入してください。	利用児童との続柄			
	病気	病名		
		状況	・入院　・寝たり起きたり ・通院　・寝たきり	・入院　・寝たり起きたり ・通院　・寝たきり
		病院名		
		期間	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
		通院・往診状況	（通院）月・週　回 （往診）月・週　回	（通院）月・週　回 （往診）月・週　回
	看護・介護	病人・障害者氏名（続柄）		
		病名・障害名		
		状況（入院・通院等）		
		病院・施設名		
		付き添い期間	月・週　日 時　分～　時　分	月・週　日 時　分～　時　分
	障害者	手帳名		
		障害名		
	出産	出産（予定）日	年　月　日	年　月　日
備　考				

（宛先）屏風浦小学校放課後キッズクラブ

上記のとおり相違ないことを申告します。

年　月　日　　保護者氏名

（申告者）

※「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して８週間前の日の属する月の１日から、出産日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前 14 週間、後８週間となります。）

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

F

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年　　月　　日

屏風浦小学校放課後キッズクラブ

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用料減免の適用対象から外れたため、次のとおり申告します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1　生活保護世帯ではなくなったため 2　就学援助世帯ではなくなったため 3　市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4　その他 （　　）		
事由発生月	令和　　年　　月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

（横浜市・放課後キッズクラブ用）

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

E

年　　月　　日

屏風浦小学校放課後キッズクラブ

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり放課後キッズクラブの利用料の減免を申請します。

（ふりがな） 児童氏名		学年	年生
提出書類 （該当する書類に〇をしてください。）	**生活保護世帯** ・生活保護費支給証【写し】 ・保護証明書【原本】 **市民税所得割非課税世帯** ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】 ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書【写し】 ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書【写し】 **就学援助世帯** ・児童扶養手当証書 ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】 ・就学援助費支給についてのお知らせ【写し】 ・就学援助認定通知【写し】		
確認事項	虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。		

（提出先）放課後キッズクラブ

屏風浦小学校放課後キッズクラブ　令和8年度　キッズかけはしシート

児童氏名	学年

放課後キッズクラブに新しく入会される新1年生のお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるよう、ご家庭での様子を教えてください。面談等で使用させていただきます。

【お子さんの様子】

お子さんが好きなこと、得意なこと （どういった場面で得意なことが発揮されるか）	
お子さんが苦手なこと、助けを必要とすること、困ったときの様子 （家庭でどのような対応をしているか、どうやったら心が落ち着くか）	
保護者の方から見たお子さんの性格	
お子さんがキッズクラブで過ごすために心配なことはありますか？	□ある　　・　□ない

「お子さんがキッズクラブで過ごすために配慮してほしいこと、気を付けてほしいことがありますか」の問いに、「ある」と回答された方は以下のシートへの記入をお願いします。
※「ない」と回答された方は記入不要です。

気を付けてほしい内容	□対人関係　□生活習慣（トイレ・食事・着替え等）　□過ごす環境　□その他
ご家庭でのサポートの様子 （お子さんが安心して過ごせる方法）	
保護者の方の協力を得ながら行ってきたこと	
その他	

（記入例）

○○小学校放課後キッズクラブ　令和8年度　キッズかけはしシート

児童氏名 横浜　花子	学年 1年生

放課後キッズクラブに新しく入会される新1年生のお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるよう、ご家庭での様子を教えてください。面談等で使用させていただきます。

【お子さんの様子】

お子さんが好きなこと、得意なこと （どういった場面で得意なことが発揮されるか）	本を読むことやぬりえが好きです。
お子さんが苦手なこと、助けを必要とすること、困ったときの様子 （家庭でどのような対応をしているか、どうやったら心が落ち着くか）	大きな声や大きな音が苦手です。 苦手なおともだちがいると黙ってしまうことがあります。
保護者の方から見たお子さんの性格	おとなしいが優しい性格。自分の意見を主張することは苦手。
お子さんがキッズクラブで過ごすために心配なことはありますか？	☑ある　　・　☐ない

「お子さんがキッズクラブで過ごすために配慮してほしいこと、気を付けてほしいことがありますか」の問いに、「ある」と回答された方は以下のシートへの記入をお願いします。
※「ない」と回答された方は記入不要です。

気を付けてほしい内容	☑対人関係　☑生活習慣（トイレ・食事・着替え等）　☐過ごす環境　☐その他
ご家庭でのサポートの様子 （お子さんが安心して過ごせる方法）	音が大きい遊び場などへ行くときは様子を見ながらにしています。 トイレについて心配なときがあり、おむつをつけることもあります。
保護者の方の協力を得ながら行ってきたこと	3 歳の時に、一度発達について○○へ相談に行ったことがあります。 トイレトレーニングは家でも行っています。
その他	保育園は少人数だったので、大人数で過ごすこと人不慣れです。困っていたら声をかけていただけるとありがたいです。